

犯罪被害者等への理解と 適切な対応

地域における犯罪被害者等支援の ため
のセミナー

(静岡ネットワークセミナー)

2009年12月7日

常磐大学大学院被害者学研究科

長井 進

1. 某地方自治体における被害者の体験
2. 犯罪被害による精神的被害からの回復過程
3. 犯罪被害者等に対する支援のための連携の重要性
4. 基本的な対応と要点

1.某地方自治体における被害者の体験

死亡届をめぐる一例

2. 犯罪被害による精神的被害からの回復過程

1) 被害前の生活(個人差がある)

- ・ ストレス、ホメオスタシス(恒常性維持)、外部環境への適応
- ・ 「自分には自分で判断し、自分で意思決定する力がある」という感覚
- ・ 「自分にとって大切な人々との間に信頼の絆がある」という感覚
- ・ 社会への信頼感

2. 犯罪被害による精神的被害からの回復過程

2) 犯罪と犯罪被害による心理的影響

犯罪被害:

「暴力による主権の侵害」+「外傷」

心理的影響:

無力感

孤立無援感

社会全体への不信感

2. 犯罪被害による精神的被害からの回復過程

3) 精神的被害からの回復に向けて 取り組むべきこと

- ・ 無力感、孤立無援感、社会全体への不信感の緩和
- ・ 「自分には自分で判断し、自分で意思決定する力がある」という感覚の取り戻し
- ・ 「自分にとって大切な人々との間に信頼の絆がある」という感覚の取り戻し

2. 犯罪被害による精神的被害からの回復過程

4) 精神的被害からの回復を困難にさせる要因 (二次的被害の源)

刑事手続等関係者

報道関係者

家族・親戚

近隣住民

関係公務員

教育関係者

被害者支援団体関係者 ほか

加害者

弁護士

友人・知人

見知らぬ人

職場関係者

2. 犯罪被害による精神的被害からの回復過程

5) 支援者と被害者における認識・心情の差

弁護士

依頼人のひとりでしかない

結果がすべて
全面的に任せてほしい
対等の関係にはなれない
最短時間で最大の成果を！
効率的な弁護団を
編成したい

被害者

(この弁護士が)唯一頼れる
存在

支援の過程がすべて
些細なことも意思確認して
対等の関係でいてほしい
時間をかけて相互理解から！
少人数の支援弁護士で
いてほしい